

愛川町教育委員会

平成25年7月22日

## 愛川町教育委員会 7 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成 25 年 7 月 22 日 (月)  
午後 2 時 00 分から午後 2 時 35 分
- 2 会議場所 愛川町役場 2 階 201 会議室
- 3 議事日程 日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 前回会議録の承認について  
日程第 3 教育長報告事項について  
(1) 教育長報告事項  
日程第 4 平成 26 年度使用教科用図書採択について  
日程第 5 その他  
(1) 図書館構想策定委員会設置要綱 (案) について  
(2) 県外交流事業参加者名簿について
- 4 出席委員 教育委員長 榮 利 隆 一  
委員長職務代理者 岡 本 弘 之  
教育委員 井 上 正 博  
教育委員 平 田 明 美  
教育長 熊 坂 直 美
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者  
教育次長 佐 藤 隆 男  
教育総務課長 熊 坂 祐 二  
生涯学習課長 山 田 正 文  
スポーツ・文化振興課長 小 島 義 正  
教育開発センター指導主事 高 山 真 一  
指導室指導主事 藤 本 謹 吾  
教育総務課副主幹 井 上 守

---

◎開会

- （榮利委員長） それでは、皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので、7月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

---

◎日程第1

- （榮利委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第2

- （榮利委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

委員の方、何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ないですか。それでは、ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

---

◎日程第3

- （榮利委員長） 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

（1）教育長報告事項の説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

- （榮利委員長） どうもありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

（1）教育長報告事項について、お聞きしたいところなどありましたらお願いいたします。

委員の方、何かございますか。

それでは、特に質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （榮利委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第3、教育長報告事項については、教育長報告のとおり、ご承認願います。

---

◎日程第4

- （榮利委員長） 次に日程第4、議案第7号 平成26年度使用教科用図書採択についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

- （熊坂教育長） 議案第7号でございますが、教科書の採択につきましては基本方針等は以前ご審議をいただいたところでございます。来年度使用教科用図書の採択につきまして、別紙のようにしたいものでございます。

詳細につきましては、担当よりご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

- （藤本指導室指導主事） それでは、平成26年度使用教科用図書採択についてということで、ご提案申し上げます。

その前に、大変申しわけございませんでした、ただいまお配りをさせていただきましたが資料に不備がありまして、一番後ろと考えていただいて結構ですが追加のものをお渡しさせていただきますました。よろしくお願ひいたします。

平成26年度使用の教科用図書採択に向けましては、過日、定例教育委員会で採択いただきました愛川町教育委員会としての採択方針に基づきまして、清川村教育委員会とともに愛甲採択地区協議会を設置し、採択権者としての権限と責任において適正かつ公正な採択ができるよう努めてまいりました。

それでは、小学校及び中学校用の教科用図書にかかりますことと、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書にかかわることの2点に分けまして、採択に関する説明をさせていただきます。

まず、学校教育法第34条による小学校教科用図書及び学校教育法第49条による中学校用教科用図書についてであります。本町で採択し現在使用しておりますものの発行者名と採択理由につきましては、お手元の資料の1から3ページのとおりでございます。3ページ上段まででございます。

この34条及び49条による教科用図書の採択につきましてでございますが、これは無償措置法施行令第14条の規定によりまして、小学校及び特別支援学校の小学部においては平成22年度に採択した教科書を4年間継続して採択し、つまり平成23年度から26年度までの4年間継続使用をすること。また中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部におきましては平成23年度に採択した教科書を4年間継続して採択し、平成24年度から27年度まで使用することと定められております。

資料の5ページ以降、追加のものも含めましてのところになりますが、各学校の調査研究報告におきまして、現在使用している教科用図書はすぐれた点が非常に多く、また大きな問題点がございませんので、資料記載の発行者、1から3ページのものを継続使用するよう採択手続を進めてまいりたいと考えておりますが、確認のためのご協議をお願いいたします。

○（榮利委員長） はい、どうもありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

委員さん、何かございますか。よろしいですか。

それでは、事務局のほうで引き続き説明をお願いいたします。

○（藤本指導室指導主事） それでは、続きまして学校教育法附則第9条に規定する教科用図

書についてであります。これは文部科学大臣の定めるところにより、小・中学校の特別支援学級においては先ほど説明いたしました学校教育法第34条及び49条による教科用図書以外の教科用図書を使用することができるとなっております。

資料の3ページの下の部分をご覧ください。附則9条法と言われるものですが、このような種類がございます。文部科学省検定済み教科書の下学年使用、つまり6年生の学年ですけれども例えば3年生の教科書を使うようなケースでございます。

それからその2番目としまして、<sup>ほし</sup>☆本と言われますが、文部科学省自身が著作権を持っている教科書として認められているもの。

そして3つ目に、一般図書の中で文部科学省がコードをつけました、文部科学省コードつき一般図書。

そして、弱視用の拡大教科書でございます。

こちらの採択につきましては、教育委員会が毎年度異なる図書を採択することが可能でございますので、各学校から希望があった図書も含め、児童生徒の障害の状況や発達段階等を考慮しまして適切であると判断した図書について採択をすることになっております。

平成25年度の愛川町教科研究会におきまして検討した結果を、資料の4ページのところに記載をしておりますが、この4種類の図書いずれにおきましても各機関等により調査研究が行われ、また使用実績等もあることから、平成26年度使用する学校教育法附則第9条による教科用図書として適当であると判断をしております。

特に今回、学校のほうからは2番に当たります<sup>ほし</sup>☆本と呼ばれる文部科学省著作教科書の使用については1点申請、推薦がございました。

説明につきましては以上となります。

ご協議、あわせてご審議をよろしく願いいたします。

○（榮利委員長） 説明は以上であります。

これより、質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

委員の方、何かございますか。よろしいですか。

それでは、ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（榮利委員長） ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

学校教育法第34条による小学校用教科書図書、それから学校教育法第49条による中学校教科用図書、続いて学校教育法附則第9条による小・中学校教科用図書について、議案第7号平成26年度使用教科用図書採択についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(榮利委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号 平成26年度使用教科用図書採択については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5

○(榮利委員長) 次に、日程第5、その他であります。(1) 図書館構想策定委員会設置要綱案についての説明をお願いいたします。

○(山田生涯学習課長) それでは資料2をご覧くださいと思います。こちらは愛川町図書館構想策定委員会設置要綱(案)でございます。

図書館構想の策定につきましては、5月の定例教育委員会におきましてスケジュール案をお示しさせていただいたところでございます。また、後ほどお話しをさせていただきますが、現在、図書館構想につきましては図書館に関するアンケートの実施に向けました準備を行っているところでございます。

本日、ここで報告させていただきますのは、今後図書館構想の策定を進めるに当たりましてさまざまなご意見をお聞きして協議する機関といたしまして、図書館構想策定委員会を設置したく、その要綱案をお示しさせていただくものでございます。

読み上げて説明させていただきます。

愛川町図書館構想策定委員会設置要綱(案)で、設置で、第1条で、愛川町図書館構想を策定するに当たり、本町の図書館の整備に関して、広く町民の意見を求めるため、愛川町図書館構想策定委員会を設置する。

所掌事項、第2条です。委員会は、構想の策定に関する事項について調査協議する。

組織、第3条、委員会は委員8人をもって組織する。

第2項、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 公募による町民等2人、(2) 町社会教育委員1人、(3) 町生涯学習推進協議会

1人、(4)町読書普及懇話会1人、(5)町立小中学校長1人、(6)学校図書館担当者1人、(7)学識経験を有する者1人。

なお、この学識経験を有する者につきましては、現在のところ神奈川県立図書館の職員を予定しております。

第3項、委員の任期は、委嘱の日から構想の策定終了の日までとする。

委員長及び副委員長、第4条、委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員がこれを互選する。

第2項、委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

第3項、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

会議、第5条、委員会の会議は、委員長が招集する。

第2項、委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第3項、委員会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

庶務、第6条、委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

委任、第7条、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める、というものでございます。

この委員会の委員さん、公募委員あるいは各団体等の委員の選出につきましては、9月以降に募集ないしは各団体に選出の依頼をしまいいりまして、第1回目の会議を11月に開催したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○(榮利委員長) どうも説明ありがとうございます。

説明は、以上のとおりであります。

これより質疑に入ります。

(1)図書館構想策定委員会設置要綱(案)について、お聞きしたいところなどありましたらお願いいたします。

井上委員、どうぞ。

○(井上委員) 第3条の委員のところですが、4番の町読書普及懇話会について、今の状況ですけれども、町で今現在さまざまな読書ボランティアのグループがいっぱいあると思うんですけれども、そのこのところのグループは全部この読書普及懇話会の中に参加しているんで



しょうか。それとも、この中に参加していない読書グループというのも現在あるのでしょうか。

○（山田生涯学習課長） 現在、さまざまな読書ボランティアグループはあるんですけども、こちらの読書普及懇話会として、町のほうでも会議を持っておりまして、そこに参加していただいているのが、たしか8団体であったと思いますが、申しわけございません、団体数をはっきりしませんが、その団体の方々に今、懇話会構成しまして年に何度かお集まりいただいて、いろんな情報交換、協議等をさせていただいておりますので、その中の団体から1名選出をしていただきたいと思いますと考えております。基本的には学校にかかわる読み聞かせの団体は、全てここに入っておられます。

○（井上委員） 今のお話で、もしかするとここに参加していない小さな読書ボランティアのグループがあるかもしれませんよね。すると、そういう方がこのところに意見を反映するとしたら、公募による町民等というところから上がってくるということでよろしいんですよ。それはご本人がそういう意志があればということですけどもね。

○（山田生涯学習課長） 今行っている読書普及懇話会の団体さんの中から1名選んでいただく予定になっておりますので、それ以外の方につきましては公募のほうでお願いしたいというふうに考えております。

○（井上委員） はい、わかりました。

○（榮利委員長） 井上委員、よろしいですか。

○（井上委員） はい。

○（榮利委員長） ほかに、ございませんか。

平田委員、どうぞ。

○（平田委員） この会をつくることはよくわかったんですが、委員会というものを持つものは、どういう内容をこのメンバーと語っていくんでしょうか。そういう詳細を教えてくださいたいんですけども。

○（山田生涯学習課長） 会議のほうは、まず今年度につきましては2回もしくは3回予定をしております。

1回目の会議につきましては今回これから行いますアンケート調査の結果等を皆様にお示ししまして、それに対するご意見等をいただきたいと思いますと考えております。

2回目ないし3回目になりますけれども、できれば県内の図書館を視察等、先進的な図書館の視察を考えております。

そして、図書館構想は2年間かけてやっていくんですが、今年度そのアンケート調査のほか、いろいろな課題ですとか、今、愛川町に限らずどのような図書館が求められているとか、そういった情報収集に努めていきますので、年度末にはある程度まとまったものについてお示しをして、そこでご意見をいただきたいと考えております。

そして来年度は、図書館構想のある程度の案を形になったものを町側としてまとめていきながら、3回ぐらい会議を考えておまして、その構想をつくっている段階、段階で案をお示して、修正意見なり、またこうしたほうがいいんじゃないかというご提案をいただいていると考えております。

- （平田委員） はい、わかりました。
- （榮利委員長） 平田委員、よろしいですか。
- （平田委員） はい、結構です。わかりました。
- （榮利委員長） そのほか、ございますか。特にございませんか。

それでは、特に質疑がありませんので、（1）図書館構想策定委員会設置要綱（案）については、ご承認願います。

次に（2）県外交流事業参加者名簿についての説明をお願いいたします。

- （山田生涯学習課長） 続きまして資料3の県外交流事業参加者名簿でございます。

こちらにつきまして、こちらの青少年の県外交流につきましても、5月の定例教育委員会において実施要項等説明をさせていただいたところでございますが、8月の3日、4日、5日の3日間で長野県立科町に伺いまして、愛川町の中学生立科の中学生の交流を図るものがございます。ここで、これに参加するメンバーが確定いたしましたので、本日ここでご報告をさせていただくものがございます。

資料のほうにありますように、参加者につきましてはバスの運転手さんを含めまして全体で46名でございます。名簿の順で申し上げますと、まず団長といたしまして佐藤教育次長に参加をしてもらいます。

それから2番から9番まで、役職名指導者ということで載っておりますが、青少年指導員が3名、それから各中学校の教諭が1人ずつ、3名ですね。それからシニアリーダーの方が男女1名ずつの2名。

そして10番から裏面の39番までが団員ということで、こちらが中学生ですね、各中学校10名ずつ、30名の参加となっております。10番から19番までが愛川中原中学校の生徒で、全員が1年生ですね。男女5人ずつ。そして20番から29番までが愛川中学校の生徒さんで、こち

らは2年生が7人、1年生3人、男女はそれぞれ5人ずつであります。そして30番から39番が愛川東中学校の生徒さんで、2年生1人、1年生9人、こちらも男女5人ずつでございます。

そのほか、救護担当として1名、そして事務局として4名が参加します。

そして、マイクロバス2台で行きますので、運転手が2名という形になっております。

なお、立科町からは団員として中学生11名の参加が現在予定されております。内訳としましては1年生が9名、2年生2名、男女は男5人、女6人という内容でございます。

以上でございます。

○（榮利委員長） どうもありがとうございました。

説明は以上のおりであります。

これより質疑に入ります。

（2）県外交流事業参加者名簿について、お聞きしたいところなどありましたらお願いいたします。

委員の方、何かございますか。よろしいですかね。

それでは、特に質疑がありませんので、（2）県外交流事業参加者名簿については、ご承認願います。

本日の案件につきましては全て終了いたしました。各委員からご意見、ご感想等ありましたらお願いいたします。

何かございますか。

平田委員、どうぞ。

○（平田委員） 毎年これ、事業としてやっているものだと思うんですけども、この参加した中学生たちからのいろんなコメントって出させるのでしょうか。

○（山田生涯学習課長） 毎年、事業終了後、感想文というような形で参加者全員から提出していただきまして、それを簡単な冊子にまとめて参加者皆さんにお配りしております。これはどんなことでもそうなのかもしれませんが、やはり参加された方からは非常によかったという内容のものがほとんどといいますか、もう全てでございます。そういった内容で感想文をいただいて、冊子にまとめているところでございます。

○（榮利委員長） はい、どうも。平田委員、よろしいですか。

それでは、特にご意見等ありませんので、事務局で何かございますか。よろしいですか。

それでは、以上で7月定例会の議事日程が全て終了いたしましたので閉会したいと思います。

すが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(榮利委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、7月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成25年8月26日

教育委員長	榮利隆一
職務代理者	岡本弘之
教育委員	井上正博
教育委員	平田明美
教育長	熊坂直美
調整職員	井上 亨